

地方独立行政法人佐賀県立病院好生館評価委員会条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第十条第三項の規定に基づき、地方独立行政法人佐賀県立病院好生館評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び委員その他の職員その他委員会に關し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 委員会は、委員七人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

(任期)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第四条 委員会に、特別の事項を調査審議させるため、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に關し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に關する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

第五条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第六条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員及び議事に関する臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員及び議事に関する臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第七条 委員会の庶務は、佐賀県健康福祉本部において処理する。

(補則)

第八条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。